

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月14日（平成30年（行個）諮問第101号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行個）答申第95号）

事件名：本人が目撃した事件・事故の最終判断等を記録した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「三重労働局長」又は「処分庁」という。）が、平成30年4月16日付け三労個開第29-70号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

今回の情報開示請求 三労個開第29-70は、就職支援企画である「再就職のための職業訓練コース」において、修了生であり、目撃者・通報者・情報開示請求者である私が、以前情報開示請求（三労個開個24-30号など）を求めた事件・事故に相当する報告を受理した三重労働局及び企画に関係する組織間からの情報の共有を含め、最終判断・結論・処理などを記録した文書の情報開示請求を求めたものである。

しかし、三重労働局は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）の開示しないこととした理由の説明は、「上記文書については、開示した時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため」と、主張するが、一方、以前の情報開示請求の結果から、私の問い合わせに対する当時の求職者支援室長作成の文書も何枚か開示されている。この文書の保有期限は不明であるが、効果は別として、再発防止策の取り組みの一つと、考えられる。厚生労働省及び三重労働局は、事件・事故は未処理・未解決だけではなく、私の報告を隠蔽し、若しく

は何もしなかった形とも判断出来る。これは厚生労働省及び三重労働局に対する信用の失墜であり、これを自ら示したことになる。文書保有の期限の観点差し引いても、安易に廃棄対象となる文書とは考えにくい。

そもそも事件・事故の処理の仕方は世間一般では知られており、主催者側である三重労働局は、関係組織の情報共有を伴いながら当然行うべきものであると考える。実は、経過・結果報告などは目撃者である私には、今日に至るまで三重労働局からの説明・通知は無い。

最終判断・結論・処理などの中で、特に再発防止策・教訓などは、最重要視されるものであり、可能な限り世間に知らしめ、記録は、今日及び将来まで継続しなければならない、国民の財産であると考ええる。

添付した厚生労働省の資料から、全体として高齢者に対する虐待は増加傾向にあり、介護現場は相当深刻であることがわかる。情報を集めているのならば、傘下の組織も含めて、何らかの処理を行っているのは当然と世間は考える。これは、恥ずかしい事・隠蔽すべきではない。企画を実施・継続する組織側としては、何を優先させるべきか、現状を把握しているはずである。三重労働局及び関係組織が、何もしなかった・再発防止策・教訓などを残さなかったと判断するのは、事件・事故処理の世間一般の常識として考えられず、保有期限の観点から、全部は困難であっても、核心となる該当文書は該当し、存在すると考える。

(2) 意見書

ア 私は以前に、国と都道府県の雇用関連組織との共同の支援企画「再就職のための職業訓練コース」において、受講生であり、現在は修了生です。介護関連の資格を取るためこの企画に参加したら、校外実習先の介護施設で、高齢者の男性が、表向き機能回復訓練と称して、複数の介護職員から、侮辱的・わいせつ的な言動をさんざん大声で浴びせられているのを目撃しました。後から分かった事ですが、当時、係わった介護職員の話から、この行為は、随時行われていたそうです。訓練コースに参加中に、民間の労働相談へ電話で鑑定を行ったのですが、この人の判断は、「言葉による虐待」という回答でした。

訓練コース修了後、私は、特定ハローワーク職員 a・b 及び間接的に三重労働局職員 c へ「虐待」を目撃した事を紙面で報告し、翌日、午前三重労働局の職員から電話連絡、私は午後に直接赴き、三重県の雇用組織へ通報及び事情説明を行ったのですが、私は情報提供後、その後の組織の反応及び対応などに疑問・不信を感じ、弁護士の助言から、情報開示請求を行いました。これが、平成 25 年 1 月 25 日付け三労開第 24 - 30 号、平成 26 年度（行個）諮問第 56 号（内閣府・当時）、平成 26 年度（行個）答申第 101 号（内閣府・当時）、平成 27 年 3 月 6 日付け府情個第 717 号（内閣府・

当時），平成27年4月3日付け厚生労働省発職0403第7号の文書です。総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局及び諮問庁側組織は，御存じであり，これらの文書を現在も所持していると思われま

イ 今回の場合，争点としては，主に二点あり，①として，私が，介護施設においての事件・事故に該当する虐待の情報の提供したことに対し，受理した諮問庁側内の組織及び付随し関連性のある組織間も含めた，情報伝達・共有・処理などの記録，もう一つは，「再就職のための職業訓練コース」において，この企画及び受講生の安全性の確保という観点から，諮問庁側内の組織及び付随し関連性のある組織間も含めた，伝達・処理などの記録です。

まず，同封した文書の説明ですが，まず，記入済の「提出する意見書又は資料の取扱いについて」が一通，この意見書が4枚8ページ，資料・文書は，一番目として，提出資料A諮問庁側のホームページからですが，「厚生労働省 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」が，7枚13ページ，二番目として，提出資料B三重県側の事情聴取記録として，私が平成28年4月26日に二回目の情報開示請求を行った当時，三重県健康福祉部が，特定老人福祉施設に対し，私の虐待通報から事情聴取を行った文書・資料三組のうち，健福第13-75号が9枚13ページです。

提出資料Cとして，平成24年6月及び7月ごろの私と三重労働局長及び職員dとのやり取りをdが，厚生労働省大臣官房職員e宛てに送付した提出資料6枚11ページ，Dとして，何故か不揃いですが三重労働局から開示された文書で，三年後の5月に，当時の三重労働局職員fが，厚生労働省の三組織に対し，三年前dが作成し，当時に提出した文書5枚8ページ，提出文書Eとして以前私が作成し，諮問庁側に提出したか記憶は無いのですが，関係組織に提出した文書，5枚5ページです。この提出文書Eに付随し関連する文書は，何種類か諮問庁側に提出しております。

ウ 三番目として，厚生労働省の三組織から，開示されたものとして，「資料の送付について」の題名で，右上に「事務連絡」とあり，平成24年7月3日三重労働局総務部特定職名，厚生労働省大臣官房職員e宛て，A4判表紙を含め36枚，51ページですが，関連性の高いものを，片面10枚・10ページです。関連性の高いものを主体とし，両面コピーしたものと，表紙を併せて送付します。資料のファックスを使用した文書は，直接dとやり取りしたものです。

次に，何故か鑑が見当たらないのですが，先述した厚生労働省発

職0403第7号の決裁関連の文書の情報開示請求を行った文書と
思われます。A4判36枚・36ページです。このうち一部を両面
印刷した形で13枚送付します。

最後に、三年前に関係各所に対し、私が作成し配布した文書も資料
として提出します。

エ 次に、①介護施設における事件・事故に該当する「虐待」の情報
が、諮問庁側内の組織及び付随し関連性のある組織間も含めた、情報
伝達・共有・処理などの記録について、意見を述べます。

諮問庁側の厚生労働省には、虐待の調査及び記録をとっている老健
局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室という組織があります。
厚生労働省の中央の上に「政策について」の項目から、福祉・介護
高齢者虐待防止という欄あり、高齢者虐待防止関連調査・資料とい
う項目があります。この中から、平成23年度版及び平成24年度
版高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
に基づく対応状況等に基づく調査結果です。ただ、右上の紹介先と
して、当時の組織名での調査であり、現在とは異なります。当時は、
私は提示している組織に対し、今年の4月26日（木）、及び6月
29日（金）にgに問い合わせの電話をしました。

問い合わせを要約すると、【調査目的】「高齢者の虐待防止、高齢
者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止
法」という。）という法律があり、平成24年度の高齢者虐待の対
応状況等を把握するため、調査を実施した。

オ 私が虐待を目撃したのは、平成23年ですが、当時の数値は現在で
も公開され、誰でも閲覧することができます。高齢者虐待防止法の存在
から、諮問庁側の三重労働局の実際に存在しない、とした判断は、
正しかったのか、「言葉の虐待」として三重労働局に報告しているの
ですから、ここで公開されている調査結果は、私の立場のような介護
職員でもなければ、保護者もない立場の報告も含まれているのか、と
の問いに対し、gは、「含まれている」と回答しました。そして、
「虐待の報告は、市町村からの報告を受理し、整理した形で記録する」
と言っていました。「病床数で、30以上か以下は関係ないと言っ
ていました。

この電話後、2018年6月29日昼前に、私は、地元の特定市市
役所高齢福祉課を訪れ、先ほどの提出資料Bを含んだ、三重県健康
福祉部が、特定老人福祉施設に対し、私の虐待の通報から事情聴取
を行った三組の文書・資料を提示し、この当時の関連の資料文書は
無いか、問い合せしました。応対者は、「担当者外出の為早くて午
後にも連絡があります」と回答し、この日の午後に特定市職員hか

ら、電話にて回答を頂きました。hは、「この当時の文書・資料はほとんど無い」、と前置きした上で、私が厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室に問い合わせをした事を伝えると、hは、「虐待」の報告は、「県側とも共同で行っているが、必ずいつも協調しているわけではなく、場合によっては、単独・若しくは、重複した形で厚生労働省へ申請している」とのことでした。三重労働局の関係者が、「虐待」の情報伝達を知らなかったのでしょうか。

カ 改めて、Bの文書・資料健福第13-75号を御覧いただくと、標題は、「特別養護老人ホームにおける虐待情報への対応について」とあり、三重県側は、鑑定結果は「虐待」と認め、決裁文書もあります。私は、このあたり記録文書が残っていないので推定ですが、この文書内容にほぼ類似した文書で、鑑定結果も「虐待」という言葉を使ったまま、厚生労働省へ三重県側が報告したものとされます。本来の流れとして、三重労働局が、現老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室及び、特定市に対し直接「虐待」の報告をした文書が存在すれば、対象となるのですが、関係各所に対し、三重労働局は確認を取り、情報開示請求者に対して、回答することは可能な筈です。三重労働局は「虐待」に関する調査、記録収集などの権限はありませんが、三重労働局から、三重県側の組織に虐待の情報が伝達され、再度、諮問庁側の組織に報告されたのですから、集計した諮問庁側のホームページに公開されて平成23年度版の文書・資料及び数値などは、開示請求の対象になると、私は、主張します。

介護学校での人権意識の教育について、というページには、三重労働局が、平成23年12月15日に通報した、特定学校の名称もあります。この文書には、不思議な部分として、本来なら「虐待」に関する情報を取り扱う特定市に対して、最初から最後まで、三重県側から一切、情報提供を行っていない事が分かります。私の複数に跨がる県の組織への情報提供の努力結果から、やっと良心的な人へ情報が伝わり、病床数30以上の介護施設を管轄する三重県側は、特別老人ホームの関係者に事情聴取に至った、最後に三重県は、特定市の担当者へ情報提供をしています。特定市側からの介入などをさせない、正しい情報伝達ではない、何やら記載されない情報の存在も予想される、文書のように思えます。私はここに提出はしましたが、いい印象はありません。困ったことに、私が最初、事例の鑑定を依頼した労働組合も、特定市には報告していないことも今年7月2日の電話確認で、分かりました。

「虐待」に関する情報、つまり人命・人生に係わる情報が、本来な

ら処理を担当しない組織が、良心からではなく、隠蔽目的のため、保身のため、本来すべき組織に代わって、処理を行い、国に報告する、これは「虐待」に関する事件・事故の問題解決の難しさを意味するものであり、何か怖い社会の闇を見せられた、思いがします。諮問庁側の三重労働局は、私の虐待の報告から、校外実習で派遣された受講生が、虐待される可能性を考慮若しくは想定した事が無いのでしょうか。そして、仮に受講生が虐待の経験から、最悪の場合、PTSDに罹った場合、訓練コースでの保険が下りない事も、想定してないのでしょうか。この辺りを三重労働局に聞いても、はっきりとした返事はありませんでした。

キ 結論として、年数などから残された資料及び文書が少なく、推定の部分もありますが、情報伝達の流れなど、この二人の回答及び、記載された組織などから、三重県側の提出資料Bの情報は、諮問庁側の提出資料Aの情報に含まれるのは、ほぼ確実であります。三重労働局が、「虐待」の情報が、最終的に何処に辿り着き、何処で、集計を取っているのか知らない、とは考えられず、諮問庁側は、理由説明書より、法より、法18条2項の規定を引用し、不開示処分と判断しているが、ホームページ内で公開している文書及び資料に対し、諮問庁側の人材開発統括官 訓練企画室地域高度人材育成係のみの主張として、この法律を適応して不開示との説明に説得力は無く、このままでは、虐待の調査及び記録をとっている老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室側の説明が成り立ちません。諮問庁側の公開している資料Aは、開示請求の対象となる文書・資料と判断します。

ク 次に、もうひとつの争点として、求職者に対し情報提供し、受講生を募る立場の三重労働局は、今回の事件・事故において、どのような最終判断・結論・処理などしたのか、これらを記録した文書に係わる開示請求です。これは、世間一般の常識の一つです。この開示請求の結果から、事件・事故に関する結論を三重労働局から聴くことが出来ます。ところが、三重労働局からの回答は、「(省略)開示請求時点で、作成・取得していないものであり、実際に存在しないため。」と、これらの作業を記録した文書の存在どころか、行為も何もしなかった、この職業訓練コースは、事件・事故発生時同様、続報は存在せず、受講生は危険な状態のまま、と言っているのと同じです。これは、明らかに憲法で保障された生存権の侵害ではないのですか。私は、この三労個開第29-70号の結果から、不服申立てを行いました。情個審第1966号・諮問番号平成30年(行個)諮問第101号の件に関し、諮問庁発行の理由説明書に対し、疑問点を挙げ、別途入手し、明らかに付随し関連すると思われる資料・文書を添付し、これら補足

説明を加えた意見書を提出します。

ケ では、ここからは時系列で、三重労働局が行ったこの事件・事故の最終判断・結論・処理の説明、私がこの反応から、対応などを関連性の高いものを中心に御説明します。前回の情報開示請求と時期は一部重複します。全体としては、平成24年度の「再就職のための職業訓練コース」の冊子に対し、当時三重労働局職員dと私とのやり取りが中心となります。肩書は当時の名称です。

平成23年12月14日（水）夕方 特定ハローワーク職員aに対し事件・事故報告。特定ハローワーク職員bが、三重労働局職員cに対し、事件・事故報告（以下二回目以降の肩書・名前は省略）。

平成23年12月15日（木）午前 三重労働局職員cが、特定学校職員iに電話で連絡。

（ここから、開示請求対象期間となります。）

平成24年1月12日（木）頃 審査請求人が、cに対し再度報告する。

平成24年3月8日（木）14時より、職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議開催 三重労働局参加者d, c

（三重労働局三労開第28-23号より）

※ これまで開示された三重労働局側の議事概要及び、三重県側の復命書には何故か、この命令の記載が無いのですが、遅くとも平成24年3月中に、dは、三重県側に対し、「再就職のための職業訓練コース」の冊子を机などに置かない、ラックなどに挟まない旨の報告を伝えたものと思われま。

平成24年3月30日（金）頃、三重県職員jより、昨年末の私の報告による事件・事故の対策として、ハローワークは、三重県が印刷している「再就職のための職業訓練コース」の冊子の陳列を拒否された、と説明を受ける。印刷代の心配も。

平成24年4月9日（木）頃 三重労働局会議室において、dより、平成24年度の「再就職のための職業訓練コース」の冊子の取扱いについて説明を受ける。同席したcは、終始俯き気味で沈黙し、言葉を交わしていない。「置く場所が無いから置けない」とdは理由にならない理由を再三主張した。私は、馬鹿馬鹿しいと思いつつも、ならば表紙を拡大コピーして壁に貼ることを提案し、必要な方は誰かに声をかけて、入手する方式を取ってはどうかと、提案した。後で分かった事ですが、平成23年版と比較しても、大きさ・ページ数・紙質など、ほとんど変化はなかった。

平成24年4月～6月 三重県内の主なハローワークを観察すると、一部を除き、外来者・求職者には、冊子の存在は分からない状

態であることを確認する。私は非常に迷い、さんざん考えた結果から、厚生労働省の関係各所に電話で相談する。国民の声相談室、ここから、大臣官房職員 e, k, 職業安定局, 職業能力開発局職員 l などです。この中で e が、御理解いただき、仲介者となって、三重労働局の d と交渉する。この事実を d は否定する回答を私に対して行う。二番目の文書・資料は私の問い合わせに対し、弁明を求められたため、返答した文書と思われる。

平成 24 年 6 月下旬 具体的な日時・曜日は不明だが、特定ハローワークの掲示板に、平成 24 年度の「再就職のための職業訓練コース」の表紙の冊子の拡大版コピーが張られ、外来者・求職者に再度知られるようになる。

平成 24 年 7 月 2 日以降 三重労働局が、厚生労働省の関連組織に対し、私の件で立場・主張を記載した文書を送付する。これらの文書 D は、法 18 条 2 項の規定により、以前は、開示し、公開していた。

やや大雑把ですが、時系列で纏めると以上になります。三重労働局側で大きく変化したのは、平成 24 年度から、求職者に予告なしで、「再就職のための職業訓練コース」の冊子の取扱いを休止した事です。ただ、インターネットでは三重県側で掲載はしていました。この判断・処理を実行した中心人物は、d です。おそらく当時の三重労働局長も、彼の言動を容認していたものと思われまます。求職者を支援する立場の人物が、求職者に予告なしで一部であります。再就職の情報提供を拒み、企画が記載された冊子の隠蔽を行ったのです。これは、求職者に対する影響は大きく、裏切りであり、侮辱ではないですか。情報提供の格差が、三重県とそれ以外の地区で広がります。隣接する府県では、労働局に確認すると、私が電話で確認した範囲内では従来通りでした。

コ 今回、諮問庁は理由説明書から、法 18 条 2 項の規定により不開示処分とした原処分は妥当と主張しています。文書の保有期限に関しては、記載は無いので、現在、三重労働局から開示された文書・資料などは、現在も廃棄されることは無く、所有していることとなります。

では、過去に作成・取得し開示された文書に対しては、どう説明するのか、諮問庁の説明を聞きたいと存じます。確実に把握するために、平成 30 年 6 月 26 日、午後 1 時 20 分頃、三重労働局職員 m に、電話したところ、「そもそも文書が作成・取得もしていない、文書不存在」との説明を受けました。

サ では、以前開示された文書等を再度確認すると、実際は、d が、「再就職のための職業訓練コース」の冊子を求職者の目に届くところ

に置かない，という新たな対応策について，主にdが作成したと思われる文書には，三重県側にも伝えたとと思われる，この新たな対応策に記録された文書は無く，一方，それを聞いた審査請求人の不満及び抗議などは文書に記録される偏った内容となっています。三重県内限定とは言え，「求職者支援」室を名乗る組織が，正当な理由及び，予告もなしに，再就職の妨害を行っていた，この事実があります（提出資料C・D・Eを参照）。この説明を諮問庁側及び，三重県側以外の組織に所属する立場の人に相談すると，皆様，ビックリなさいます。

シ そもそも「再就職のための職業訓練コース」の冊子を求職者の目に届くところに置かない，という新たな対応策は，求職者，厚生労働省及び付随し関連する組織などから，多くの支持を得られるのなら，堂々と文書に記載され，記録として後世に残しても何ら問題はない筈です。

私は，再度記載しますが，dは，cと私の前で，堂々と説明なさいました。この新たな対応策に対し，話を聞いた私は，三重労働局の何の政策に対しどう不満なのか，原因又は経緯についての記述は，文書に記載せず，説得力の低い主張で，三重県側に責任を押し付け，三重労働局にとって不都合な事実を記録しないまま，dの立場などの正当化を図り，あたかも私に対して意図的に誤解を生じさせる目的の文書のように思えます。当然，この意見書には，事情を記載しました。

ス この他，思い出されるのは，資料Eに記載し，私が作成当時，関係各所に配布した文書ですが，私が厚生労働省のeとの会話で，dは，一時期何度も「本省から指示を受けている，判断を任されている」と紙面からも含めて主張していましたが，では具体的に本省のどこの組織からdに対し，指示をだしているのか，私に対しての説明は無く，本省内での情報整理及び意見統一をお願いするために，eに確認すると，「いや，そんなことは無い。私一人で対応している」と言っていたのを覚えており，私は，勇気付けられました。

セ 最後にまとめとして，今回，諮問庁側の説明では，法18条2項の規定より不開示処分とした原処分は妥当と主張していますが，まず，諮問庁側からは，文書の保有期間が終了したという説明はなく，記載された内容から，以前は公開対象となり，私の手元にある文書は，何故今回，対象とならず，非公開の扱いとなっているのか，諮問庁側が作成の理由説明書での説明は，説得力に乏しく，矛盾した結果です。一般的な事件及び事故の最終的な手続きとして，「再発防止策の設定及び実施」です。この処理手続きまでも，法18条2項の規定を適用し，非公開及び不開示決定とすることは，世間を現在も危険な状態の

まま、放置する事であり、誰が納得するのでしょうか。最低限、私が以前、三重労働局に配布した文書も、一部は開示対象になるのではないかと存じます。

最近、情報公開・個人情報審査会事務局から、書類の到着を待っている間に、悲しい出来事がありました。特定都道府県で、特定の幼い子供が親から虐待を受けて、死亡した事件です。虐待に関する再発防止策などの情報開示請求を行っている立場の私として、「何かの教訓として、ここで生かせないものなのか」、非常に切ない気持ちです。

事件及び事故の最終的な手続きとして、「再発防止策の設定及び実施」です。諮問庁側は、私不服申立人のみではなく、世間及び納税者でもある国民に対し説明を行う責任があるのではないのでしょうか。
(資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月20日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「平成25年1月25日付け三労開第24-30号、平成26年度(行個)諮問第56号(内閣府・当時)、平成26年度(行個)答申第101号(内閣府・当時)、平成27年3月6日付け府情個第717号(内閣府・当時)、平成27年4月3日付け厚生労働省発職0403第7号の文書の結果から、続報として、三重労働局の関連する組織間も含め、この事件・事故の最終判断・結論・処理などを記録した文書」(本件対象保有個人情報)に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年4月26日付け(同日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、処分庁において、本件対象保有個人情報を探索したところ、本件対象保有個人情報は作成・取得しておらず、存在していないことを確認した。

さらに、諮問庁の職員が本件対象保有個人情報を作成していないことに関して処分庁に確認したところ、最終判断・結論・処理などを記録した文書については法的に規定されているものではなく、また、作成義務も課されていないため作成していないとのことであり、処分庁の対応及

び説明は諮問庁として是認できる。したがって、本件対象保有個人情報
を保有していないことから法18条2項の規定に照らして不開示とした
ことについて違法性はなく、原処分は妥当と考えられる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「三重労働局及び関係組織が、
何もしなかった・再発防止策・教訓などを残さなかったと判断するのは、
事件・事故処理の世間一般の常識として考えられず、保有期限の観点か
ら、全部は困難であっても、核心となる文書は該当し、存在すると考え
る。」旨主張する。

しかしながら、処分庁においては上記(1)で述べたとおり、本件対
象保有個人情報は存在していないため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考
える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年6月14日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同月26日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件対象保有個人情報は、特定学校が介護福祉士養成施設に委託して
実施した公共職業訓練を審査請求人が受講した際に、訓練カリキュラム
の一環として実施された介護施設での実習において目撃した事件・事故
(以下「審査請求人が目撃した事件・事故」という。)について、当審
査会の答申「平成26年度(行個)答申第101号」(以下「前回答申」
という。)、前回答申を受けた厚生労働大臣の裁決(平成27年4月3
日付け厚生労働省発職0403第7号)等の文書の結果から、続報とし
て、審査請求人が目撃した事件・事故の最終判断・結論・処理などを記
録した文書に記録された保有個人情報と解される。

(2) 処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とす
る原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対
象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、理由説明書
(上記第3の3(1))において、以下の旨を説明する。

ア 本件審査請求を受け、処分庁において、本件対象保有個人情報を探
索したところ、本件対象保有個人情報は作成・取得しておらず、存在
していないことを確認した。

イ さらに、諮問庁の職員が本件対象保有個人情報を作成していないこ
とに関して処分庁に確認したところ、最終判断・結論・処理などを記
録した文書については法的に規定されているものではなく、また、作
成義務も課されていないため作成していないとのことであり、処分庁
の対応及び説明は諮問庁として是認できる。したがって、本件対象保
有個人情報を保有していないことから法18条2項の規定に照らして
不開示としたことについて違法性はなく、原処分は妥当と考えられる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、
諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 前回答申では、三重労働局から特定学校への「申入れの経緯が分か
る書類」については作成しているとは認められないとされた。

イ これは、審査請求人が目撃した事件・事故について、三重労働局か
ら特定学校へ情報提供したものであり、このような労働局・公共職業
安定所の所管事項に属さない事案については、当然のことながら、関
係法令・通達には、労働局・公共職業安定所における何らかの業務を
義務付ける規定はないため、「申入れの経緯が分かる書類」は作成し
ていなかったものである。

ウ 同様に、三重労働局から特定学校へ情報提供した後の取扱いの状況
なども確認しておらず、審査請求人が目撃した事件・事故の「最終判
断・結論・処理などを記録した文書」も作成していない。

(3) 上記の諮問庁の説明を受けて、さらに、当審査会事務局職員をして、
厚生労働省行政文書管理規則を確認させたところ、あらゆる情報提供に
ついて、その後の取扱いの状況なども含め、これを記録する行政文書を
作成することまでは規定されていないことから、本件対象保有個人情
報を記録した文書を作成していないとする諮問庁の説明は、不自然、不
合理であるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、三重労働局において本件対象保有個人情報を保有してい
ないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を
左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない
として不開示とした決定については、三重労働局において本件対象保有個
人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

平成25年1月25日付け三労開第24-30号，平成26年度（行個）諮問第56号（内閣府・当時），平成26年度（行個）答申第101号（内閣府・当時），平成27年3月6日付け府情個第717号（内閣府・当時），平成27年4月3日付け厚生労働省発職0403第7号の文書の結果から，統報として，三重労働局の関連する組織間も含め，この事件・事故の最終判断・結論・処理などを記録した文書